

★特集★

## 玄関に貼って安心! 訪問販売お断りステッカー

ふとん

ステッカー貼って  
おけばよかったわ...

新聞

リフォーム  
工事

灯油タンク  
洗浄

配置薬

困った訪問販売  
撃退にこの1枚!!

訪問販売お断りステッカーは、断りの意思表示とみなされます。貼付している住居を訪問し勧誘することは、**北海道消費生活条例**で禁止されています。訪問販売のトラブルを避けるためにも是非ご活用ください。

ステッカーは音更町消費生活センター、音更町役場町民課で**無料配布**しています



身近な方にも、

「訪問販売お断りステッカー」  
について周知いただくよう  
お願いします。

消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず行う訪問販売による勧誘は、北海道消費生活条例違反により勧告・指導等の行政措置が取られます。



訪問販売員

相談  
窓口

音更町消費生活センター ☎ 0155-32-3211 FAX 0155-32-3212

消費生活センターは、町が設置している音更町と士幌町在住の消費者のための消費生活相談窓口で、相談は無料です。悪質商法、訪問販売、通信販売等における消費者被害や事業者とのトラブル、商品の安全性に関する相談や情報提供を音更町消費者協会に委託して行っています。

〒080-0302 音更町木野西通17丁目1番地 共栄コミュニティセンター1階  
【開設時間】午前9時～午後5時 【休館日】日曜、祝日、第1月曜、年末年始

消費者ホットライン(全国共通) ☎188 又は 0570-064-370

町消費生活センターが休館日の場合は、消費者ホットラインにお電話ください。国民生活センターにつながります。(年末年始は除く。)

【お問合せ】 音更町役場 町民課町民相談・施設係 ☎0155-42-2111 (内線 552)  
<https://www.town.otofuke.hokkaido.jp/>

## 見守り 新鮮情報

# 布団の処分や 点検を口実にした 強引な訪問販売 に注意!

「処分してもよい布団はないか」と男性が訪問してきたので、2階の押し入れにある座布団を引き取ってもらうことにした。すると、業者が勝手に**上がり込んで**押し入れを開け、座布団ではなく**羽毛布団**などを勝手に**出し**「このままではダメになってしまうので、**リフォーム**したほうがよい」と熱心に勧めてきた。根負けして約13万円の契約をしてしまった。年金暮らしの身には**高額**過ぎて支払えない。(80歳代)



## ひとこと助言

周囲の人も  
見守ろう



見守るくん

- 「処分してもよい布団はないか」などと訪問されても、安易に家の中に入れないようにしましょう。家の中にあげてしまうと、点検を強いられたり、布団の購入やリフォームの契約を勧められたりする恐れがあります。
- 布団の処分は事業者ではなく、自治体のルールに従って処分しましょう。
- 事業者の来訪は、なるべく一人で対応せず、一度帰ってもらうなどして、家族や周囲の人などに同席してもらいましょう。
- 家族や周囲の人は、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、いつもと違う様子はないかなど、気を配りましょう。
- クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。しつこく勧誘され恐怖を感じたときや困ったときは、最寄りの警察やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン 188)。